

No. 47

2006年2月発行

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.47

2006年2月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本

事務担当：山根

〒541-0042 大阪市中央区今橋4-2-1（大阪富士ビル8階）

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E-mail: yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川計画室／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木局河川計画課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第47回委員会の内容……………P. 1
- 第47回委員会の説明資料より抜粋……………P. 3
- 配付資料リスト……………P. 7
- 委員会 委員リスト……………P. 8
- これまで開催された会議等について……………P. 9
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付……………P. 10

平成17年12月22日(木)、第47回委員会が行われました。



【みやこめっせにて】

第47回委員会の内容

審議資料「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」の説明がなされた後、委員との意見交換が行われました。

第47回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年12月22日（木）10：00～12：40

場 所：みやこめっせ 1階 第2展示場 D面

参加者数：委員22名、河川管理者20名、一般傍聴者218名

1. 決定事項

- ・審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」が、委員会意見書として、承認された。
- ・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」の考え方に対して異なった意見がある場合は、2006年1月5日正午までに庶務に提出する。ただし、表現に対する意見は受け付けない。提出して頂いた少数意見は、第8回ダム意見書WG（1/7）で検討し、第63回運営会議（1/9）で少数意見として付するかどうかの採否を決定する。採否は運営会議に一任する。少数意見を付した「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」は、第48回委員会（1/18）で配布する。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料1を用いて、前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

ダム意見書WGより、パワ ポイント（スライド）を用いて、審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」の説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・パワ ポイントには、意見（案）には書かれていない具体的な説明が含まれていた。例えば、「2.4.2 地域社会への影響」について、パワ ポイントでは「ダム計画により移転を余儀なくされた住民への誠意ある対応が必要である。従来計画の変更に伴う地域の混乱に対して誠意ある対応が必要である」と書かれている。また、「4.2.2 京都府の新規利水」のパワ ポイントには「必要性についての検証が不十分である」と書かれている。パワ ポイントの説明内容を意見（案）に追加して頂きたい。
 - ←意見（案）だけではわかりにくいと思ったので、パワ ポイントで補足的な説明を加えた（ダム意見書WGより）。
 - ←「地域社会への影響」に関するパワ ポイントの説明は、「1.4.4 地域社会への影響」も書かれているので、改めて追加する必要はない。
 - ←委員はいろいろな意見を持っていると思うが、最大公約数的な委員会の意見書として認めるかどうかが重要だ。意見書への異なった意見がある場合は、少数意見として取り上げて頂きたい。
 - ←意見（案）は、各委員の意見を最大限活かした原案だ。委員の意見がすべて反映できたわけではないため、意見書の基本的な考え方について異なった意見を持っている委員もいるだろう。委員会としての意見書とすることに反対はしないが、委員個人としての異なった意見がある場合は、少数意見として意見書に付して河川管理者に提出するようにしたい（委員長）。
- ・ダムの地元の地域社会への対応は、地域によってそれぞれ違うと思うが、基準やルールが必要だ。また、各地域の要望（例えば、余野川ダムの代わりの恒久遊水地）と流域委員会の意見（環境の回復・復元）との調整についても意見を述べておいた方がよい。
- ・今回の意見書の要約版や比較版を出してはどうか。
 - ←運営会議で検討したい。現在、流域委員会の活動や意見をわかりやすくまとめたパンフレット

- を作成している。パンフレットに今回の意見書の概要を含めるよう検討している（委員長）。
- ・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」について地域住民と議論をする場が必要だ。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者6名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・第4回木津川上流部会で配布された河川管理者の岩倉峡流下能力に関する審議資料を批判したい。
 - ①平成5年以前の観測データが切り捨てられている。②洪水痕跡に年月日につながる根拠がない。単なる誤差の範囲とされている。③不等流計算には無理がある。うまくやれているかどうか、学者でも意見が分かるところだ。「57km地点以降はいくらでも水が流れる」として32年間の観測データを用いて検討すればより正確な値が出る。今回の河川管理者の検討は相当な誤差を含む検討となっているので、徹底的に再検討しなければならない（参考資料1 No681）。基本的には意見書に賛成するが問題点もある。①「1 はじめに」の「ダムは産業発展・安全に貢献した」は過大評価。②基本高水は「目標達成の目処が立たない、ダム計画が進まない」とあるが、そもそも基本高水が高すぎる無理のある計画だ。③ダム建設の条件はあくまでも「事業中の5ダムに限る」と指摘しておくべき。④ダムが「地域の発展に大きな役割を果たしてきた」とあるが、月ヶ瀬では高山ダム以後、衰退につながっている。「地域の開発に大きな役割を果たした」と改めるべき。⑤「社会的合意という要件が欠落している」とあるが、「重大な不備だ」と指摘すべき。⑥川上ダムの項の最後に活断層のトレンチ調査の必要性について記述すべき。
- ・地域住民は塔の島地区河床掘削に反対だ。掘削は景観に悪影響を及ぼすため、慎重に検討しなければならない。景観の復元は締切場等の撤去で可能。重要な課題であるにも関わらず、塔の島地区整備検討委員会の内容が流域委員会に報告されていない。流域委員会からも内容説明の要望がない。流域委員会の審議が現場の状況と乖離してしまっているのではない。琵琶湖後期放流1500m³/sの放流能力を天ヶ瀬ダムが持つたとしても、工事実施基本計画で宇治橋付近の基本高水が1500m³/sと規定されているので、活用できない。天ヶ瀬ダム後期放流は大きいほど好ましいという意見もおかしい。河川整備は必要最小限にとどめるべき。意見書の「1500m³/sへの増大は工事実施基本計画に踏襲されたもので根拠がない」という指摘は重要だ。根拠について説明して頂きたい。
- ・意見書にはまだまだ住民の意見が反映されていない。委員を公募して最初からやり直すべき。ダムの予算が不明ということだが、河川管理者は中央省庁に要求を出しているはずだ。委員会に提出し、地元住民にも説明をすべき。河川分科会の基本方針に関する審議に流域委員会の意見が反映されていない。予算の無駄遣いではないのか（参考資料1 No. 679）。
- ・川上ダムの上流の住民だが、ダム計画が出た40年前から道路等の環境が悪い。平均年齢は67歳、小学生は7名。郵便局や駐在所もなくなった。文化的生活とはほど遠い過疎地の住民のことも考えて頂き、地元を見て頂きたい。
- ・丹生ダムと川上ダムは水資源開発基本計画（フルプラン）に位置づけられているが、丹生ダムは利水者総撤退なので、水資源開発機構が事業者ではあり得ない。以前に霞ヶ関に確認したところ、水部の担当者も需給想定調査票の存在を知らなかった。河川管理者からの説明がない状況で「丹生ダムと川上ダムは継続する」という議論がなされているのは異常だ。委員会は必要な資料を請求した上で議論すべき。丹生ダムサイトにはイヌワシが生息している。イヌワシは一地域の種の保存に限った問題ではない。ダム計画地での住民の苦しみは当然だろうと思うが、徳山ダムの場合は、移転住民のご理解を頂きつつあると思っている。移転住民は、残存山林等について、ダム後も苦しみ続ける。「ダムと引き替えに道路等を建設する」という行政の手法そのものが批判されるべきだ。意見書の「ダムが地域の発展に多大な貢献をしてくれた」という記述にも疑問を感じる。高すぎる基本高水を前提にした整備計画原案が出てくるのであれば批判されるべきだ。異常洪水対策もコストを考えれば笑止な案だ。三重県の利水はダム事業継続のためだけのもの。きちんと精査すべき（参考資料1 No682）。
- ・第1次委員会の委員の中には、第2次委員会の審議経過を知らない人も多い。第1次委員会委員にも意見書を送付し意見を求めて頂くよう検討して頂きたい。

第47回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1より

第47回委員会では、審議資料1「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(案)」を用いて委員間で意見交換がおこなわれました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

1 はじめに

ダムは治水あるいは利水の面で一定の効果をもつ。このため、とくに1950年代以降、大規模なダムが全国の河川に多数建設されたが、これらが各河川の治水あるいは利水の安全度を飛躍的に向上させ、日本の産業・経済の発展と市民生活の安全・安心に多大の貢献をした。しかしその一方で、ダム建設がダム周辺ならびに上下流域の自然環境および社会環境に重大な改変をもたらしたことも見逃せない事実である。

97年に改正された河川法は、これまでの治水と利水に加えて「河川環境の保全と整備」を新たに河川管理の対象にするとともに、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度」を導入した。この河川法改正の理念を「具体的な河川整備にどう活かすか」がいま問われているとの認識のもとに、淀川水系流域委員会の環境・治水・利水のそれぞれの面からみたダムについての基本的な考えを、まず示しておきたい。

1-1 環境面からみたダムについての基本的な考え

ダム建設は、基本的に自然環境に対して明らかに負の影響をもたらす。したがって、環境の観点から考える場合、ダム建設により起こりうる環境負荷を治水あるいは利水の効果と比較し、治水あるいは利水の効果が、自然環境に及ぼす負の影響にもまして、人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される。

ダムを建設しようとする場合、ダム建設による自然環境への影響について、多分野にわたるさまざまな視点から科学的な評価を行う必要がある。例えば、ダム建設以前の自然環境との比較、既存のダムが上下流の自然環境に現在与えている影響についての詳細な調査・検討、ダム以外の代替方法との環境改善効果の比較、建設後に予測される自然環境に対するリスクの規模(結果の基定性)と不可逆性、さらに影響の将来予測等の観点から総合的に評価することが求められる。

流域委員会は、人為的改変により生じた環境悪化を回復する目的で、新たな環境改善策を施して環境修復を試みることを否定するものではない。しかし、ダム建設の目的を環境修復とする場合は、まず自然環境の悪化を生じさせた人為的行為を見直し、その後にダム建設等による環境修復をはかるべきである。例えば、琵琶湖の水位低下抑制のためには、瀬田川洗堰の操作規則を見直し、琵琶湖本来の水位変動に復すことを検討すべきであり、流水の正常な機能の維持については、なにが正常であるかを検討し、自然環境を悪化させている人為的行為を改善することが前提である。

予防原則・安全側に立った環境の評価は、①評価に資すべく得られた資料からはリスク評価を科学的にできない場合、②評価を試みたが、科学的な不確実性が解決されないために一定の結論に至らなかった場合、③環境に対する重大な影響または回復不可能な状況が予測される場合、に適用できるとされている。自然環境への影響については限られた時間内に予測される環境影響のすべてにわたって科学的に厳密に評価することはきわめて困難

であり、影響が甚大でかつ不可逆的な状況が推測される場合は、予防原則による評価を採用することが基本となる。

結論としていえば、ダムは自然環境に多大な負の影響を与えるため、自然環境の回復・保全という視点からすれば、その建設は基本的に避けなければならない。自然環境への影響とダム建設との因果関係が実証されなくても、不可逆的で重大な負の影響を及ぼすおそれがあると予測される場合は、予防原則に則り、ダム建設を極力回避するようにしなければならない。

1-2 治水面からみたダムについての基本的な考え

これまでの治水は、水害の発生を防止することを目標とし、具体策として、河川の重要度に応じた年超過確率を設定し、雨量の引伸ばしや洪水群のカバー率を適用して算定される「基本高水」に対して、河道の流下能力が不足すれば、ダムや遊水地により洪水流量を抑制するという方式を採用してきた。

この方式には、①超過洪水への配慮が足りない、②目標達成の目途が立たない、といった問題がある。①については、スーパー堤防やさまざまなソフト対策を含んだ総合的治水対策による是正が試みられつつあるが、②については、とくにダム建設が計画通り進まないことが大きな障害となっている。

したがって、これからの治水は、どのような大洪水でも人的被害や物的被害(例えば床上浸水)のような壊滅的被害を回避することを目標とし、河川改修や水防活動などの河川で行う対応(河川対応)と流出抑制や避難活動などの流域で行う対応(流域対応)の両面から実施する必要がある。この際、各流域が元来備えてきた潜在的な治水機能を尊重することが重要である。

ダムは洪水調節機能を持ち、ダム下流から河口まで洪水時の水位を低下させる効果があることは確かであるが、計画規模以上の洪水に対しては調節機能が低下するうえ、ダムの集水域以外の降雨による洪水に対しては機能しないなど、その効果には限定性がある。このためダムは河川対応のなかでも依然として有力な手法の一つであるが、上下流の連続性の遮断や自然環境に負の影響をもたらすことなどを考慮すると、新たなダムの建設は他に実行可能で有効な方法がない場合の「最後の選択肢」とすべきである。

なお、洪水防御の最前線である河川堤防は、多くが河床の土砂などで逐次強化を重ねられた歴史的産物であるため、必ずしも防災構造物として十分信頼できるものではない。このため壊滅的被害を回避するうえで堤防強化は喫緊の課題であるが、最近まで検討されなかった。とくに越水を対象とした堤防強化はいまだに検討の対象外とされている。これらがダム計画と無関係であったとはいえない。

1-3 利水面からみたダムについての基本的な考え

日本の地形は急峻であり、しかも降雨は梅雨期と台風期に集中するため、利水面では水を貯留することが不可欠である。このため古代から農業用ため池が各地につくられ、農作を支えるとともに、「池の文化」と称されるほどわれわれの生活に密着してきた。

近代になって、人口が増加し、産業・経済が発展するとともに、水需要は大幅に増加し、1950年代から70年代の高度成長時代にかけて、利水を目的とした大規模なダムや堰が多数建設された。とくに淀川水系では72年に始まった国家的プロジェクトである琵琶湖総合開発事業も加わり、地域の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし河川の流量はもともと有限であり、河川環境の保全という視点から見ても、際限なく水資源を開発することはできない。さらに水資源開発に用いる大規模なダムや堰はいずれも河川およびその周辺の自然環境を悪化させるという基本的な問題を有している。

このため流域委員会は、これまでの利水の「水需要予測の拡大に応じて水資源開発を行

う」という方式を、「水需給が一定の枠内でバランスするように水需要を管理する」という方式へ転換するよう提言した。これには精度の高い水需要予測を行うとともに、節水・再利用・雨水利用・用途変更などにより水需要を抑制する必要がある。同時に、利用者も、水は大切な資源であることを認識し、水使用の抑制に努めなければならない。

安定成長期といわれる現在では水需要そのものが漸減傾向にある。今後の日本の急激な人口減少の予測や水を大量消費しない産業構造への移行傾向を考慮すると、少なくとも河川整備計画が対象とする20～30年の間は、水需要が増大傾向に転ずるとは考えられない。

したがって、異常渇水や少雨化傾向といった気象現象に関連した水資源環境の変化が認められないかぎり、利水を目的とした新規ダムの建設を行わず、水系全体で安定した利水の枠組みを構築する必要がある。

1-4 各ダム共通の事項についての意見

05年7月、「淀川水系5ダムについての方針」および「淀川水系5ダムについて（調査検討のとりまとめ）」が発表された。ここでは、「調査検討」に示された「各ダム共通の事項」についての意見を示す。

1-4-1 治水

(1) 治水の目標

治水の目標については、03年9月の基礎原案以降一貫して、「水系全体としてはいかなる大洪水に対しても破堤による被害の回避・軽減を、狭窄部の上流については既往最大規模の洪水に対して浸水被害の軽減を目標とする」とし、水系全体と狭窄部上流とは異なる目標にしている。

水系全体での目標を「破堤による被害の回避・軽減」としたことは、従来の工事実施基本計画での「計画高水流量を安全に流下させる」とは大きく異なるが、破堤が大規模な床上浸水の原因になっている現状から判断すれば、適切な目標といえる。

一方、狭窄部の上流での目標を「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の軽減」としたことについても、狭窄部の上流が浸水常襲地域であり、河川改修の進展とともに土地開発も進むという状況から判断すれば、対象洪水を設定したことは妥当である。ただし、対象洪水とした既往最大規模の洪水には、計画降雨量として実績降雨量を用いていることには説得性があるが、偶然性に支配されて河川の重要度が反映されていないなどの問題がある。

淀川水系には、木津川に岩倉峡、瀬田川・宇治川に鹿跳渓谷、桂川に保津峡、猪名川に銀橋（鼓滝）という狭窄部が存在している。河川管理者は、04年5月の基礎案まで、「狭窄部の開削および無堤部の築堤は、下流への流量増により、破堤の危険度を増加させるため、下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う」を基本方針としてきたが、05年7月の「方針」では、猪名川の狭窄部（銀橋）を開削するとしている。銀橋という狭窄部は最軽あるいは規模の面で他の3狭窄部とは異なり、経済性および緊急性から、これを開削する方針としたことは妥当である。ただし、下流猪名川の治水安全度は決して高いとはいえず、十分な流下能力を確保する河川整備が前提であることを改めて強調しておきたい。

(2) 具体的な対策

河川管理者は、破堤による被害の回避・軽減のための具体的な対策として、ソフト施策とハード施策の併用を挙げている。このこと自体は妥当であるが、ソフト対策は緊急の課題として重要であるが、これらへの河川管理者の関与はあくまで支援的なものであり、ハード施策の充実を遅れさせてはならない。

河川管理者のいうソフト施策には、道路・農道などの2線堤化・洪水氾濫の制御（人為的氾濫）などに対する考慮が欠落している。現行の法制度を超えた総合的な調整が必要であるが、将来的課題として積極的な検討が望まれる。

(3) ダムの効果

河川管理者がいうように、「ダムは、一般にダム下流から河口まで、洪水時の水位を低下させる効果がある」とは確かであるが、「治水面からみたダムについての基本的な考え」で述べたように、ダムの治水効果には限定的な面があることも厳然たる事実である。

1-4-2 利水

(1) 水需給のバランス

調査検討では、「現在の水需給は少雨化傾向と水需要減により概ねバランスしている」としているが、供給能力が需要をやや上回っている実態を直視すべきである。気候変動という不確定要因があるものの、日本の人口の減少が現実化しつつあるなかで、農業用水・工業用水・生活用水という主な水利用は、いずれも漸減傾向を継続すると予測され、水需給が今後ともバランスするよう管理する必要がある。

(2) 利水の目標

河川管理者は、「既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせない」ことを目標としているが、この目標を達成するにはよりきめ細かな取水制限の実装が必要である。

現在の取水制限は実績の日最大取水量を基本としているため、20%程度の取水制限では断水が生じるおそれはほとんどない。水道事業者の水道システムの改善たとえば水道事業者間の相互調整などについても改善の余地があり、その実現を目指した河川管理者の支援が必要である。河川管理者は、水需要管理の立場から、利水についてもより積極的に関与すべきである。

なお、異常渇水時の緊急水補給の確保については「流水の正常な機能の維持」の観点から再検討する必要がある。渇水時において維持すべきであるとして定められる維持流量およびそれが定められた地点より下流における流水の占用のために必要な水利流量の双方を満足する流量を正常流量というが、異常渇水時に確保すべき流量は正常流量を下回ったものとせざるを得ないと考えられる。どれだけ下回った量にするかは地域社会の合意を要する問題であるが、河川管理者は主導的に関係者と協議して、早急に方向を示す必要がある。

(3) 水需要の精査確認

淀川水系におけるこれまでの河川管理者による水需要の精査確認には長い時間を要した。今後は速やかに精査確認を行い、定期的に公表する必要がある。

なお、地方の中核都市における新たな都市開発やまちづくりに伴う新規利水については、その実現性にまで踏み込んだ精査確認が必要である。

1-4-3 環境への影響

河川管理者は、「ダムは自然環境および社会環境に対して重大な影響をもたらす」との認識のもとに、ダムへの姿勢を「建設に伴う社会環境・自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討したうえで、妥当と判断される場合に実施する」と記述している。この記述は、03年12月に発表された「淀川水系河川整備計画策定にむけての説明資料（第1稿）」をはじめとして、「同（第2稿）」、「淀川水系河川整備計画基礎原案」、「同基礎案」、「淀川水系5ダムの調査検討について（中間とりまとめ）」を通じ、終始一貫していた。流域委員会は、社会的合意という要件が欠落しているものの、「治水あるいは利水面での必要性ならびに社会環境・自然環境への影響から判断する」「他の河川事業にもまして慎重に検討する」という河川管理者の姿勢を高く評価した。

（資料の全文は流域委員会ホームページでご確認いただけます）

配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R47-A
報告資料I	前回委員会（2005.9.24）以後の会議等の開催経過について	R47-B
審議資料I	淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）	R47-C
その他資料	委員会の今後のスケジュール	R47-D
参考資料I	委員および一般からのご意見	R47-E

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.10の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2005.12.21現在（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所 属 等
1	綾 史郎	洪水、高潮・津波	大阪工業大学 教授
2	池淵 周	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授
3	今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長
4	江頭 進治	河道形状・土砂移動	立命館大学理工学部 教授
5	岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授
6	萩野 芳彦	農業関係	大阪府立大学 名誉教授
7	嘉田 由紀子	地域・まちづくり	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問
8	角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授
9	金盛 弥	洪水	元大阪府副知事
10	川上 聡	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
11	川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授
12	澤井 健二	河川数・水面利用	摂南大学工学部 教授
13	高田 直俊	洪水、河道形状・土砂移動	大阪市立大学 名誉教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長
14	田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所 副代表
15	千代延 明憲	住民連携	流域住民
16	寺川 庄蔵	住民連携	びわ湖自然環境ネットワ ク 代表
17	寺田 武彦	法律	弁護士（元日弁連公害対策委員会委員長） 龍谷大学法科大学院 教授
18	寺西 俊	経済	橋大学大学院経済学研究科 教授
19	戸田 直弘	漁業関係	滋賀県漁業共同組合連合青年会 理事
20	中村 正久	水環境	滋賀大学 環境総合研究センタ 教授
21	西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センタ 総括研究員
22	本多 孝	住民連携	IPNET Jインタ プリテ ションネットワ ク・ジャパン 事務局長
23	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
24	三田村 緒佐武	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授
25	村上 興正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師
26	村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授
27	安田 喜憲	水文化	国際日本文化研究センタ 教授
28	谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授

これまで開催された会議等について

委 員 会		琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回 ～第6回	平成13年開催	第1回 ～第8回 平成13年開催	第1回 ～第10回 平成13年開催	第1回 ～第6回 平成13年開催
第7回 ～第15回	平成14年開催	第9回 ～第20回 平成14年開催	第11回 ～第20回 平成14年開催	第7回 ～第17回 平成14年開催
第16回 ～第27回	平成15年開催	第21回 ～第27回 平成15年開催	第21回 ～第23回 平成15年開催	第18回 ～第20回 平成15年開催
第28回	H16/2/26 (木)	第28回 H16/10/13 (水)	第24回 H16/8/25 (水)	第21回 H16/9/1 (水)
第29回	H16/5/8 (土)	第29回 H16/11/8 (月)	第25回 H16/9/17 (金)	第22回 H16/10/21 (木)
第30回	H16/6/22 (火)	第30回 H16/12/15 (水)	第26回 H16/10/19 (火)	第23回 H16/11/2 (火)
第31回	H16/7/29 (木)	第31回 H17/1/8 (土)	第27回 H16/11/30 (火)	第24回 H16/12/3 (金)
第32回	H16/8/24 (火)	第32回 H17/4/13 (水)	第28回 H16/12/18 (土)	第25回 H16/12/23 (木)
第33回	H16/9/29 (水)	第33回 H17/8/17 (水)	第29回 H17/4/11 (月)	第26回 H17/4/14 (木)
第34回	H16/10/25 (月)	第34回 H17/9/14 (水)	第30回 H17/8/22 (月)	第27回 H17/8/18 (木)
第35回	H16/11/16 (火)	第35回 H17/10/19 (水)	第31回 H17/9/13 (火)	第28回 H17/9/11 (日)
第36回	H16/12/20 (月)	第36回 H17/12/7 (水)	第32回 H17/10/21 (金)	第29回 H17/10/23 (日)
第37回	H17/1/11 (火)	木津川上流部会	第33回 H17/12/13 (火)	第30回 H17/12/13 (火)
第38回	H17/1/22 (土)	第1回 H17/4/20 (水)	ダ ム W G	3 ダムサブWG
第39回	H17/2/5 (土)	第2回 H17/8/20 (土)	第1回 H16/7/11 (日)	第1回 H16/8/7 (土)
第40回	H17/3/14 (月)	第3回 H17/10/25 (火)	第2回 H16/7/18 (日)	第2回 H16/9/11 (土)
第41回	H17/5/17 (火)	第4回 H17/12/12 (月)	第3回 H16/7/25 (日)	第3回 H16/11/8 (月)
第42回	H17/7/21 (木)	環境・利用部会	第4回 H16/8/19 (木)	川上ダムサブWG
第43回	H17/7/25 (月)	第1回 ～第7回 平成15年開催	第5回 H16/9/23 (木)	第1回 H16/8/3 (火)
第44回	H17/8/5 (金)	治水部会	第6回 H16/10/4 (月)	第2回 H16/9/3 (金)
第45回	H17/8/24 (水)	第1回 ～第6回 平成15年開催	第7回 H16/10/18 (月)	余野川ダムサブWG
第46回	H17/9/24 (土)	利水・水需要管理部会 (旧利水部会)	第8回 H16/11/10 (水)	第1回 H16/8/11 (水)
		第1回 ～第5回 平成15年開催	第9回 H16/12/1 (水)	第2回 H16/9/22 (水)
		第6回 H17/4/24 (日)	第10回 H16/12/5 (日)	水位操作WG
		住民参加部会		第1回 H17/6/29 (水)
		第1回 平成15年開催	丹生ダム意見交換会	H16/9/27 (月)
		第8回 H17/4/24 (日)	住民の意見を聞く会	H16/12/5 (日)
そ	設立会、発足会	平成13年開催	住民と委員との意見交換会(丹生ダム)	H17/8/17 (水)
の	第1回 合同勉強会	平成14年開催	住民と委員との意見交換会(余野川ダム)	H17/8/18 (木)
他	シンポジウム	平成15年開催	住民と委員との意見交換会(川上ダム)	H17/8/20 (土)
	拡大委員会	H16/2/28 (土)	住民と委員との意見交換会(大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発)	H17/8/22 (月)
	提言説明会	H16/5/15 (土)	木津川上流部会意見交換会	H17/9/12 (月)
	しっかりしてや!!流域委員会	H16/9/26 (日)		
	ファシリテータと検討会			
	大戸川、天瀬ダム意見交換			

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費いただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailにて庶務までお申し込みください。



閱覽

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。
ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。
※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご
記入いただきますよう、お願いいたします。
※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。
※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホムペジ <http://www.yodori-ver.org>

■E mail yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

■TEL 06 6222 5870

■FAX 06 6222 5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研（株）